

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社カワサキと称する。
英文では、Kawasaki & Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. タオル、身の回り品の製造、売買及び輸出入業
2. 不動産の賃貸・売買・斡旋及び管理業
3. 倉庫業及び港湾運送関連事業
4. 輸出梱包及び梱包資材加工業
5. 自動車運送取扱事業
6. 下記商品の売買及び輸出入業
 - ① 日用雑貨品
 - ② 寝装寝具
 - ③ 家具類、室内装飾品
 - ④ 食料品、飲料水、農畜産品、水産物
 - ⑤ 宝石、貴金属
 - ⑥ 化粧品
7. たばこ、酒類販売業
8. 米穀販売業
9. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、処理及び再生利用並びにその再生品の販売
10. 建設コンサルタント業
11. 林業
12. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
13. ホテルの経営
14. 花卉、造花・ドライフラワー、花器の販売
15. たからくじ、郵便切手、収入印紙等の販売
16. 外国貨幣両替業
17. 再生エネルギー発電事業
18. 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪府泉北郡忠岡町に置く。

第4条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、11,400,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (株式取扱規程)

当社の単元未満株式の買取請求の取扱い等の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株主総会

第10条 (基準日)

当社は、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第11条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

第12条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第13条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

①変更後定款第 14 条の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

②本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第16条 (員 数)

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、8 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

第17条 (選 任)

取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第18条 (任 期)

監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第19条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第20条 (取締役会)

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

第21条 (常勤監査等委員)

監査等委員会の決議により常勤監査等委員を若干名を選定することができる。

第22条 (監査等委員会規定)

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 取締役の責任免除

第23条 (損害賠償責任の一部免除)

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 7 章 計 算

第24条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第25条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

第26条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。

第27条 (配当金の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

以 上

(本定款は、2023年11月28日に改正され、実施されたものである。)